

3 自宅でサービスを受けたい

介護保険に基づくサービス

65歳以上の方もしくは40～64歳の医療保険加入者の方で、特定疾病*(16種類)に該当する方は、介護保険のサービス(福祉用具レンタル、住宅改修、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリなど)が利用できます。



*特定疾病には、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、
脊髄小脳変性症、多系統萎縮症、悪性関節リウマチ、後縦靭帯骨化症、広範脊柱管狭窄症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症の難病も含まれています。

問合せ先

小田原市	小田原市地域包括支援センター(市内12か所) 各地区のセンターの連絡先については、 お問合せ下さい。 小田原市役所 高齢介護課地域包括支援係 小田原市役所 高齢介護課介護認定係	☎0465-33-1864 ☎0465-33-1872
箱根町	箱根町地域包括支援センター 箱根町役場 福祉部福祉課介護保険係	☎0460-85-3002 ☎0460-85-7790
真鶴町	真鶴町地域包括支援センター 真鶴町役場 健康長寿課高齢介護係	☎0465-68-1131(代)
湯河原町	湯河原町地域包括支援センター 湯河原町役場 介護課介護保険係	☎0465-60-0222 ☎0465-63-2111(代)

ヘルプマーク

難病の方など外見では判断できない配慮が必要な方が、周囲の方に支援や配慮を必要としていることを知らせるマークです。



問合せ先

小田原市	小田原市役所 障がい福祉課	☎0465-33-1467
箱根町	箱根町役場 福祉部福祉課障がい福祉係 箱根町総合保健福祉センターさくら館	☎0460-85-7790 ☎0460-85-0800
真鶴町	真鶴町役場 福祉課町民支援係	☎0465-68-1131(代)
湯河原町	湯河原町役場 社会福祉課障がい福祉係	☎0465-63-2111(代)

障がい福祉サービス

① 主なサービス(障害者総合支援法)

*認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。
【サービス内容】・ホームヘルパー、訪問入浴サービスなど
・補装具費支給(車いす・歩行器等)、
・日常生活用具の費用助成(ベッド、吸入器、
パルスオキシメーターなど)



② 福祉タクシー利用助成(小田原市、箱根町在住の方)

指定難病の医療受給者証がある方は、福祉タクシー利用券等を申請できます。

障がい者手帳

身体障害者手帳をもっている

- ① タクシーの割引(バスやJR等の乗り物も割引制度あり)
手帳を乗務員に提示すると、10%の割引が受けられます。
事前にタクシー会社にご確認ください。
- ② 税金の控除、携帯電話基本使用料の割引等があります。
- ③ 手帳1～2級に該当すれば『**重症心身障害者医療受給者証**』
(難病以外の病気も公費で負担)を取得できます。

問合せ先

*介護保険該当者は、介護保険サービスが優先です。
ただし、特例として利用できる場合もあります。

小田原市	小田原市役所 障がい福祉課障がい者支援係	☎0465-33-1468
箱根町	箱根町役場 福祉部福祉課障がい福祉係	☎0460-85-7790
真鶴町	真鶴町役場 福祉課町民支援係	☎0465-68-1131(代)
湯河原町	湯河原町役場 社会福祉課障がい福祉係 保健センター保健予防課	☎0465-63-2111(代)

4 お金・仕事に関する相談窓口

お金に関すること

① 傷病手当金: 病気休業中に生活を保障する制度です。

問合せ先

事業主の証明など準備する書類が必要です。
勤務している会社の担当窓口にご相談しましょう。

② 障害年金: 病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。 初めて医師の診療を受けた時に、加入していた年金で請求ができます。

*年金でご不明なこと、厚生年金等に加入していた方 小田原年金事務所	☎0465-22-1391
*国民年金 に加入して いた方	小田原市役所保険課国民年金係 ☎0465-33-1867 箱根町役場福祉部保険健康課保険年金係 ☎0460-85-9564 真鶴町役場税務町民課町民生活係 ☎0465-68-1131(代) 湯河原町役場住民課保険年金係 ☎0465-63-2111(代)

③ 特別障害者手当: 20歳以上であり、重度の障がい2つ以上あるため常時特別な介護を必要とする在宅療養の方が対象です。

小田原市役所 障がい福祉課障がい福祉係	☎0465-33-1446
箱根町、真鶴町、湯河原町在住の方 小田原保健福祉事務所 生活福祉課	☎0465-32-8000(代)

④ 生活保護制度: 病気などで働けなくなり、収入がなくなった方に国が定めた最低限度の生活を保障する制度です。

小田原市役所 生活援護課生活援護係	☎0465-33-1463
箱根町、真鶴町、湯河原町在住の方 小田原保健福祉事務所 生活福祉課	☎0465-32-8000(代)

仕事に関すること

① かながわ難病相談・支援センター

相談員と難病患者就職サポーターが病状を確認しながら、無理なく働ける仕事条件を整理し、利用できる制度や相談窓口などを情報提供します。
月～金曜日 10:00～17:00

☎045-321-2711

② ハローワーク

病気の特徴を踏まえた就労支援を行う「難病患者就職サポーター」がハローワーク横浜、ハローワーク厚木に配置されています。
月～金曜日 8:30～17:15

ハローワーク横浜
☎045-663-8609
部門コード46#
ハローワーク厚木
☎046-296-8609
部門コード45#
ハローワーク小田原
☎0465-23-8609

③ 神奈川産業保健総合支援センター

労働者が治療を続けながら働くことができる職場環境を支援するための相談窓口です。電話、メール等により対応しています。
月～金曜日 9:30～17:00

☎045-410-1160

5 特定医療費（指定難病）受給者証について

診断をされたら、『特定医療費(指定難病)助成制度』の利用について主治医に相談しましょう。

- 患者さんの高額な医療費軽減を目的として、指定難病となった方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成する制度です。
- 申請をする場合は、難病指定医作成の「臨床調査個人票(診断書)」が必要となります。必要書類については下記にお問合せください。

病院の外来や薬局の医療費だけでなく、**入院時や訪問看護・訪問リハビリテーション利用時**なども助成の対象となります。介護保険も助成の対象です。

問合せ先

小田原保健福祉事務所
☎0465-32-8000(代)
*申請書等ダウンロード 🔍 検索

難病情報センターのホームページからも、申請時に必要な臨床調査個人票(診断書)のダウンロードや難病指定医の検索ができます。医療費助成の対象となる病気の解説や各種制度の概要および相談窓口のお問合せ先を紹介しています。



患者さんご家族へ
難病に関する
ごあんない

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町
にお住いの方向け

難病の患者さん、ご家族のみなさまが利用しやすいように保健福祉サービス制度や窓口をまとめました。療養生活が快適にすごせるように、少しでもお役にたてていただければ幸いです。

*令和5年12月現在の情報をもとにまとめています。変更することがありますので御了承ください。

*小田原保健福祉事務所難病対策地域協議会にて作成しました(令和6年3月)。
*掲載内容に関する問合せ先
小田原保健福祉事務所 保健予防課
☎0465-32-8000(代)

小田原市にお住いの方

おたわら防災ナビに登録しましょう。災害時に確認するべき行政情報が発信されます。おたわら防災ナビ検索

☎0465-33-1863	小田原市役所 福祉政策課福祉政策係
☎0460-85-7790	箱根町役場 福祉課地域福祉係
☎0465-68-1131(代)	真鶴町役場 福祉課町民支援係
☎0465-63-2111(代)	湯河原町役場 社会福祉課・介護課



災害時の避難行動要支援者名簿登録制度
一人暮らしの高齢者や障害のある方等、災害時に支援を必要とする方々をあらかじめ登録しておく制度です。登録先は、お住いの市町となります。

2 災害に備えて

月～金曜日 10:00～17:00	☎045-321-2711	① かながわ難病相談・支援センター 難病患者の療養や介護、日常生活、ピアサポートの紹介など活などの様々な悩みや不安、患者会・ピアサポートの紹介などの相談に応じます。
月～金曜日 12:00～16:00	☎080-9039-5428	② 神奈川県難病団体連絡協議会 通称:なんびょうれん 難病の患者さんやご家族等による患者会の団体です。当事者だからこそ分かり合える相談や交流会を行っています。
月～土曜日 9:00～12:00	☎0465-47-0833	③ 小田原医師会地域医療連携室 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の病院、診療所について各種相談に応じます。
月～金曜日 9:00～12:00	☎0465-49-1319	④ 小田原歯科医師会地域支援歯科連携室 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町の歯科診療について各種相談に応じます。
月～土曜日 9:15～16:30	☎0465-35-5258	⑤ おたわら障がい総合相談支援センター クロアビ 障がいのある方、そのご家族などから、日常生活における様々な困りごとの相談に応じます。

相談窓口

いつでもわかるように貼っておきましょう。

小田原保健福祉事務所 保健予防課 ☎0465-32-8000(代)

難病に関する不安なことや困りごとについてお気軽にご相談ください。

*医療機器の装着や医療処置状況により日数は異なります【入院日数】原則14日間以内

④ **神奈川県在宅難病患者一時入院事業(レスパイト入院)**
ご家族等の事情により、介護が一時的に困難になった場合に医療依存度の高い患者さんが短期間入院できる制度です。

小田原保健福祉事務所 🔍 検索

③ **リハビリ教室や講演会、家族会について**
難病患者さんとご家族を対象に、病気や治療、療養生活に関する交流会や講演会を行っています。当所ホームページなどでもお知らせしています。



② **保健師等による家庭訪問・相談**
家庭訪問や電話、所内での面接などにより、各種相談を保健師等が対応しています。

① **特定医療費(指定難病)受給者証についての相談、申請窓口**
*詳細は、5 特定医療費(指定難病)受給者証について参照

小田原保健福祉事務所

1 医療費申請や療養に関する相談窓口